

大阪府育英会奨学生の募集

●制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

●出願資格

(1) 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校。
- ② 専修学校(高等課程)（ただし修業年限1年以上の学科）

(2) 保護者（主たる学資負担者）が大阪府内に住所を有すること

(3) 保護者(父母等)について、以下の算式により算出された額（保護者合算）が次のとおりであること。（令和3年度の住民税課税標準額等による）

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

- ・所得判定額が、251,100円未満（年収めやす（※）800万円未満）

※保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）と中学生1人の4人世帯の場合

以上の出願資格を満たす者を、学校が推薦する。

●奨学金（貸付年額・貸付期間）

- ①奨学金 貸与とする。（年額）100,000円
 - ②貸付期間 令和4年4月から正規の最短修業年限とする。
 - ③決定通知 6月下旬
 - ④貸付時期 振込予定 7月11日（月）
- ※奨学金は、奨学生（生徒）本人の預貯金口座に振り込みます。

●校内申請期限

令和4年5月10日（火）

< 申請希望者は 永本（教育談話室）まで連絡してください >